

その他の事業

スクールソーシャルワーカー活用事業

1 活用の概要

(1) 活用のねらい

いじめ、不登校、暴力行為その他の学校生活上の諸問題の背景にある生活環境の調整及び改善をはかるため、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを学校に派遣する。

(2) 派遣業務

スクールソーシャルワーカーは、教育委員会と連携して、概ね次の業務に従事する。

- ① 校内の課題を抱える児童生徒に関する事案の整理
- ② 校内・連携ケース会議等における福祉的視点からのアセスメントとプランニング
- ③ 学校と関係機関・福祉部局等との円滑な連携のための連絡・調整
- ④ 児童生徒・保護者・教員に対する相談活動
- ⑤ 福祉的視点を生かした教職員に対する研修
- ⑥ その他、教育委員会が必要と認めるもの

2 定期的派遣・派遣について

(1) 小学校への定期的派遣について

- ① 校内指導体制づくりを目的とし、校内の担当者と連携し、児童の課題について福祉的視点からの見立てと支援計画を提案する。
- ② 希望する小学校は、年度末に次年度の派遣依頼書を、派遣終了時に活動報告書を少年文化館長に提出する。
- ③ 定期的派遣は、月に4回、1日6時間以内、年間40回以内とし、依頼書に基づき決定する。
ただし、児童生徒課長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(2) 小中学校への事案対応のための派遣について

- ① 学校長が福祉的視点の見立てが必要と判断した事案について、学校長の要請に応じて、派遣する。
- ② 希望する学校は、派遣依頼書を少年文化館長あて提出する。
- ③ 学校長と少年文化館で協議の上、スクールソーシャルワーカーを派遣し、派遣完了後に報告書を提出する。
- ④ 派遣に関する時間は、1事案あたり3回程度の派遣をめやすとする。

(3) 事業の経緯

平成17年度（2005年度）から大阪府教育委員会がSSW事業を開始した。豊中市では平成20年度（2008年度）から事業の活用を開始した。平成24年度（2012年度）からは中核市移行に伴い、国の補助事業として実施している。

(4) 学校との連携について

スクールソーシャルワーカーが派遣される学校の取組みについて、教育委員会事務局と連携協力を積極的に進める。また、スクールソーシャルワーカー派遣後の効果を検証するため、派遣後も教

育委員会事務局との情報交換を行う。定期的派遣の学校については、スクールソーシャルワーカー連絡会を開催し、学校の状況の把握に努めるとともに、有効な活用方法について研究協議するため、管理職や担当者などが出席する機会を持つ。

(5) 活用実績

①定期的派遣

市内公立小学校のうち、30 小学校に定期的派遣を行った。

②事案対応派遣

市内公立小中学校のうち、3 小学校と 2 中学校に事案対応派遣を行った。

③連絡会など

関係機関連携のための研修会、ケース検討会などを行った。

④スーパーバイズ

スーパーバイザーが、スクールソーシャルワーカー、管理職等に助言などを行った。また、高度の専門知識や経験が必要な事案対応をするための派遣を行った。

⑤スクールソーシャルワーカーの支援した児童生徒数及び事案解消率

①②③

| | |
|--------------|----------|
| 定期的派遣 | 6,286 時間 |
| 事案対応派遣、連絡会など | 749 時間 |
| 合計 | 7,035 時間 |

④

| | |
|---------|------|
| スーパーバイズ | 24 回 |
|---------|------|

⑤

| | |
|------------|----------|
| 支援した児童・生徒数 | 1,532 人 |
| 事案解消率 | 53% (/件) |